

発議第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び廿日市市議会会議規則（昭和 63 年議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、廿日市市議会会議規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

令和 7 年 3 月 11 日

廿日市市議会議長 新 田 茂 美 様

提出者	廿日市市議会議員	岡 本 敏 博
賛成者	〃	坂 本 和 博
〃	〃	山 下 竜太郎
〃	〃	吉 屋 智 晴
〃	〃	大 崎 勇 一
〃	〃	山 口 三 成
〃	〃	中 島 康 二
〃	〃	井 上 佐智子
〃	〃	徳 原 光 治
〃	〃	高 橋 みさ子

廿日市市議会会議規則の一部を改正する規則

廿日市市議会会議規則（昭和 6 3 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に改め、「第 1 6 8 条」を「第 1 6 7 条の 2－第 1 6 8 条」に改める。

第 2 条第 2 項中「あつて」を「あつて」に改める。

第 3 条中「また同様」を「、また同様」に改める

第 7 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 9 条第 2 項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第 1 5 条中「再び」を「、再び」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「承認」を「許可」に改める。

第 2 9 条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従つて」に、「投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第 3 1 条第 3 項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 投票の効力に係る法第 1 1 8 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 3 7 条第 1 項中「聞き」を「聴き」に改める。

第 3 8 条中「まつて」を「待つて」に改める。

第 4 4 条第 2 項中「審査」を「審査又は調査」に、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項及び第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「発言」を「、発言」に改める。

第64条中「第60条」を「第56条（質疑の回数）及び第60条」に改める。

第70条第3項中「よって」を「よつて」に改める。

第74条中「第31条（開票及び投票の効力）」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第77条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

「第9節 公聴会、参考人」を「第9節 公聴会及び参考人」に改める。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第84条第2項中「第81条、第82条及び第83条」を「第81条（公述人の発言）、第82条（議員と公述人の質疑）及び第83条（代理人又は文書による意見の陳述）」に改める。

第85条中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議事は、議長が適当と認める方法によつて記録する。

第86条中「（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第88条中「（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第91条第2項中「あつて」を「あつて」に改める。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない」に改める。

第114条及び第116条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第117条第1項中「委員でない議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改める。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員に朗読させる」を「その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる」に改める。

第127条中「第1章」を「、第1章」に改める。

第135条中「第31条（開票及び投票の効力）」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第138条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第139条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第145条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると

認める」に改める。

第150条を次のように改める。

(決定の通知)

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「外とう、襟巻、つえ」を「コート、マフラー」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に改める。

第161条中「議決することはできない」を「議決することができない」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第167条の次に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第167条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（日程の作成及び配布）、第86条（会議録の配布）、第140条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第141条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、

氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

- 第167条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第74条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附則に次の1項を加える。

- 3 第167条の2の規定は、当分の間、次の各号に掲げるもの以外のものには、適用しない。

- (1) 第20条に規定する議事日程の配布
- (2) 第51条第1項に規定する発言通告書の提出
- (3) 第110条に規定する委員会報告書の提出

(4) 第 1 4 0 条第 1 項に規定する請願文書表の配布
附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部が改正され、地方議会に係る手続きのオンライン化が可能となったことなどに伴い、必要な規定の整理を行うため、この規則案を提出するものである。

(発議第 1 号説明書)

廿日市市議会会議規則の一部を改正する規則

1 提案の要旨

地方自治法の一部が改正され、地方議会に係る手続きのオンライン化が可能となったことなどに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 1 2 0 条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

発議第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び廿日市市議会会議規則（昭和63年議会規則第1号）第14条の規定により、廿日市市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年3月11日

廿日市市議会議長 新田茂美様

提出者	廿日市市議会議員	岡本敏博
賛成者	〃	坂本和博
〃	〃	山下竜太郎
〃	〃	吉屋智晴
〃	〃	大崎勇一
〃	〃	山口三成
〃	〃	中島康二
〃	〃	井上佐智子
〃	〃	徳原光治
〃	〃	高橋みさ子

廿日市市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第５２号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「以下「情報公開条例」」を「第２０条において「情報公開条例」」に改め、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４８条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５２条から第５４条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第５２条から第５４条までの改正規定は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したこと、刑法等の一部を改正する法律において刑法の一部が改正され、懲役及び禁錮が拘禁刑に改められることなどに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(発議第 2 号説明書)

廿日市市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

1 提案の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したこと、刑法等の一部を改正する法律において刑法の一部が改正され、懲役及び禁錮が拘禁刑に改められることなどに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日。ただし、罰則に係る改正規定については、令和 7 年 6 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 1 4 条

- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、1 0 0 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

発議第 3 号

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 7 年 3 月 11 日

廿日市市議会議長 新田 茂美 様

提出者 廿日市市議会議員 中 島 康 二

賛成者 〃 坂 本 和 博

〃 〃 水 野 善 丈

〃 〃 林 忠 正

〃 〃 山 田 武 豊

〃 〃 岡 本 敏 博

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書（案）

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために平成11年（1999年）の国連総会で採択され、現在、締約国189か国中115か国が批准している。

選択議定書では、条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めている。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」していることから、国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本政府に対し、同条約選択議定書の批准を重ねて勧告している。

国の第5次男女共同参画基本計画においても、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としており、この立場に立って政府が直ちに取り組むべきである。

よって、政府においては、女性差別撤廃条約選択議定書を批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月11日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長 額 賀 福志郎

参議院議長	関口昌一
内閣総理大臣	石破茂